



奈良県自閉症協会 NEWS

# きずな

The Kizuna

No. 151

2010 Dec. 12

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人：  
関西障害者定期刊行物協会  
編集人：奈良県自閉症協会  
支部長&事務局：河村舟二  
〒639-1005  
大和郡山市矢田山町84-10  
購読料1部 100円  
会員は会費に含まれています。

一九九六年五月一日発行第三種郵便物承認 毎日発行

## すぐ対応

する奈良県に変わろう平成22年12月3日、改正障害者自立支援法可決・成立しました。これで法的に発達障害等が明文化され、これまで福祉サービスの対象として明確でなかった発達障害が全国どの市町村でも支援が受けられるようになる。とマスコミ等で語られています。

しかし、奈良県で実際的な支援の向上がいつになるのか心配です。今回の改正障害者自立法案でも自閉症に特化した内容を探すと、具体的には、これから発達障害者の障害特性の把握や効果的な支援の為に支援手法を開発普及に手を付けていきましょう。その予算を付けました程度の内容です。先日奈良県発達障害支援センターでいあ一連絡協議会が2回あり、出席された奈良県健康福祉部障害福祉課の課長補佐へ私が、このことで、具体的に奈良県でこれまでと変わる施策はあるのか質問したところ、特にはないというお粗末な答えでした。また、世界自閉症啓発デー2011・日本実行委員会が9/6と10/14に厚生労働省の会議室で開かれ、日本自閉症協会が入って国レベルでシンポジウム、ポスター、啓発デー2010DVD、東京タワーを啓発シンボルとして青いイルミネーションで飾ること。などが話し合われているのですが、啓発デーの取り組みについて奈良県に質問したところ、

これも、何も考えていない、発達障害だけ特別なことをする計画はないとの答えでした。このような認識の現状である奈良県が早く変わり、自閉症者本人と家族が安心して豊かに暮らせる環境づくりにおいては、早く先駆的な県になって欲しいものだと思います。以下、最近の情報を資料として提示しておきます。(河村)○障害者自立支援法改正案成立に関して：社団法人日本自閉症協会 会長 石井哲夫：12月3日の参議院本会議で「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案」が可決・成立いたしました。

これに先立ち、9月10日の公明党障がい者福祉委員会ヒアリング、10月21日の民主党障がい者政策PTヒアリング、11月10日の自民党障害者特別委員会ヒアリングに出席して、各党に対し、日本自閉症協会として法案成立だけが目的でなく、自閉症の生きにくさや支援の困難さを理解し、その結果、制度において支援やサービスに反映していただけることを訴えてまいりました。公明党では高木美智代座長をはじめ山本博司議員等が日頃の自閉症に関する勉強や研究を踏まえての対応をいただき、民主党では、谷博之座長から自閉症を理解するために現場に

足を運ぶ努力をしなければならないとの言をいただいた他、村井宗明議員、三宅雪子議員、玉置公良議員、川合孝典議員秘書の四倉秘書にもご指導を賜りました。また、自民党では、衛藤晟一委員長から自閉症の現場を歩いて勉強はしているが自閉症理解を説明するのは困難であり、引き続き支援のため努力したいと会議終了後に自民党としての姿勢を示していただきました。

障害者総合福祉法(仮称)制定まではしばらく時間がありますが、自閉症を理解し、支援の困難さを訴えていくことは引き続き行わなければなりません。

現在は、日本自閉症協会の常任理事会と政策委員会メンバーが中心になって、各党各会派にロビー活動を行っています。党派を超えて一人でも多くの議員の協力を得られるように輪を広げなくてはなりません。全国の会員の皆様からの建設的な意見や情報、議員に対するアプローチなども重要なカギとなることがあります。

今回の改正案の審議やヒアリングの過程で、地域での日常の議員への働きかけが功を奏したことは間違いなく、大分での衛藤議員の施設訪問、富山での村井議員の懇親会参加、三宅議員との地元の勉強会など新たな広がりを感じています。

自閉症に関する政策的な課題はま

だまだ多く山積しており、一步一步進めていかなくてはなりません、協会としてのスタンスをしっかりと持ち、惑わされることなく、ロビー活動を進めてまいりたいと思います。

「世界自閉症啓発デー 2011・日本実行委員会

第1回：平成22年9月6日(木) 15～17時、第2回：平成22年10月14日(木) 15～17時、場所：いずれも厚生労働省 第1仮設会議室、内容の概要○委員長、副委員長、事務局長の承認：司会の日詰専門官より、委員長に日本自閉症協会石井会長、副委員長に厚生労働省鈴木地域移行・障害児支援室長、事務局長に日本自閉症協会山崎副会長との提案があり、満場異議なく承認された。その後、石井委員長より挨拶

があり、世の中の人に自閉症のことを誤解されたりすることで、本人は苦勞している中で、世界自閉症啓発デーが設けられたのは励みであると述べられた。○実行組織の役割分担については、各委員会ならびに事務局については、次第の案で異議なく承認された。各委員会メンバーについては、近日中に各団体より推薦することとなった。各委員会の委員長、副委員長については各団体からまんべんなく出るように調整し、事務局案を提示することとなった。○シンポジウムについて：①会場について：第1回、第2回の開催状況を踏まえ、全社協の灘尾ホール(千代田区霞が関/収容人員は520名)を山崎事務局長が仮予約していることが報告された。他に規模、費用、交通アクセスを踏まえて適切な会場があれば、各委員会メンバーの推薦と同時に提案することとなった。②ポスターに

ついて：ポスター関連作業進行案(承認)事務局案としてポスター作成に関するスケジュールと作業内容の案が提案され、当面の案として承認された。・ポスターに使用する絵は主催、共催の各団体から5点以内の作品を広報委員会へ提出し、審査委員会の選考を経て、11月下旬実行委員会の協議により決定する。12月末ポスター完成、1月には各省庁・団体を通じて関係各所に配布する予定として作業を進める。詳細については広報委員会中心に詰めていく。前回は踏まえ、今回は11月末を目処にデザインを決めることとなり、それにあわせて、当事者の作品を主催、共催、後援各団体を通して募ることとなった。募集については、企画、広報両委員会が立ち上がった後に行い、選考方法については、後日事務局案を実行委員に提示することとなった。

○その他：①啓発デー2010のDVDについて：渥美委員より、前回のシンポジウムDVDを製作中であることが報告された。②東京タワーについて今夏AutismSpeaksが来日した際、前日4月1日の晩に東京タワーを青いイルミネーションで飾るという提案があり、今後検討していくこととなった。③実行委員会の開催日について実行委員から実行委員会を月曜日以外に開催してほしいとの要望が出たこともあり、早急にメールで出席可能な日を事務局で調整した上で、次回開催日を決定・周知することが確認された。

※なお現在ポスターは「泳ぐ」に決定。DVDは奈良県自閉症協会にも2部届いておりダビング可能です。必要な人は事務局まで。(河村)

「障がい者制度改革推進本部等における検討結果を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の成立を受けての、今後の障害者福祉サービスの充実に向けての声明

本日、現行の障害者自立支援法から、現在、政府の障がい者制度改革推進会議ならびに同総合福祉部会で、議論されている新たな総合福祉法(仮称)の実現までのつなぎ法案である、「障がい者制度改革推進本部等における検討結果を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が国会の審議を経て成立したことに関係団体として、心より感謝いたします。

新しい総合福祉法の制定までに、現行の障害者自立支援法の下で多

くの障害のある人たちが、様々な課題や問題に直面している実態があり、そのための暫定的な対応として、今回の法律は、障害者の福祉に関わる当事者や家族、関係者にとって待ち望まれたものでした。特に発達障害者が、発達障害者支援法の成立(2004.12.3)以降、やっと障害者福祉サービスのなかに明記されたことは画期的なことです。今後、「谷間」のない、支援が必要な人に適切な配慮が提供されるように、新しい総合福祉法がよりよいものになるよう、さらに関係団体で協力していくことが必要です。

以下のような、今回成立した法律に描かれた支援が全国すべてで充実することを関係団体として要望していきます。

●福祉サービスの対象に発達障害等が明確化されます。  
福祉サービスの対象として明確でな

かった発達障害等が明文化され、全国どの市町村でも支援が受けられます。

○利用者負担が応能負担化されます。

現在の負担軽減措置が恒久化され、応能負担が原則となります。

○グループホーム・ケアホームへの家賃等に対する助成制度が創設されます。

グループホーム・ケアホームは、地域での欠かすことができない暮らしの場となっています。現在、その家賃等が重い負担となっていますが、この負担を軽減する助成制度が創設され、より多くの方が地域で生活できるようになります。

○障害児の発達支援・家族支援が強化されます。

障害種別にかかわらず身近な障害児施設を利用できるとともに、障害児施設の発達支援の専門スタッフが保

育所等を訪問し、支援する仕組みもできます。また、放課後等デイサービス事業が制度化されます。

○相談支援体制などが強化されます。

障害福祉サービスをより受けやすくするための相談支援事業の充実と地域自立支援協議会の基盤整備が図られます。

平成22年12月3日

(特活)全国地域生活支援ネットワーク代表 田中正博

(社福)全日本手をつなぐ育成会理事 長 副島宏克

(財団)日本知的障害者福祉協会 会長 中原 強

日本発達障害ネットワーク代表 市川宏伸



**談話**：2010年12月3日 民主党障がい者政策PT 座長 長容博之

本日の参議院本会議で、先の通常国会よりの懸案であった「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案」が可決成立いたしました。

これまで取り組みの遅れてきた障害保健福祉制度。施策の短期、集中的な改革・拡充には、それをけん引する政府の強い意志とともに、今日のいわゆる「ねじれ国会」の状況では、野党の皆さんのご理解が不可欠であることは言を待ちません。

民主党は、障害者保健福祉施策分野における今後の課題克服に向け、さらに与野党を超えた理解・協力の輪を拡げ強めることができるよう全

力を尽くして参ります。

民主党は、衆参委員会での大臣答弁や決議で明らかにされた通り、今後とも本年6月29日の閣議決定に基づき障害者基本法改正や新たな障害保健福祉制度の確立に向けまい進する政府を、与党として力の限り支えとともに、民主党障がい者政策PTは、政府及び障がい者制度改革推進本部・推進会議と国会との橋渡し役としての役割を、引き続き、誠実に果たして参る所存です。

また民主党障がい者政策PTはヒアリングで障がい当事者、関係者団体の皆さんから寄せられた各種の要望につきましても、関係省庁により順次の対応を進めさせているところでありますが、さらに今後とも政府との連携を強め、ご要望の実現に努めて参ります。

さらに来年度予算編成はまさに最終局面を迎えようとしておりま

す。厚生労働省が「元気な日本を復活特別枠」要望事業に位置付けている「障害者の地域移行・地域生活支援のための緊急体制整備事業（要望額125億63百万円）」をはじめ、必要不可欠な障害保健福祉関連予算の満額確保に向け、全力を挙げて参ります。以上

**民** 民主党障がい者政策PTヒアリング要望対応表2010.12段階：(○要望→対応状況)

○障害者自立支援法を廃止し、障害者総合福祉法制定を目指す方針が変わりないことの厚生労働大臣からの明言→5/28(衆・厚労委)、6/1(参・厚労委)、11/17(衆・厚労委)で厚生労働大臣答弁。

○障害程度区分(国庫負担基準)を支給決定量の上限としてはならないことについて、自治体への周知・技術的助言の徹底。→厚労省：障害者保健福祉関係主管課長会議等で周

知・助言(直近は22年3月4日の課長会議で周知・助言)。

○地域生活支援事業の地域格差解消のための予算確保。→厚労省：23年度予算概算要求で、地域生活支援事業費補助金について、特別枠を含め460億円を要求(対前年度20億円増)。

○新体系への円滑な移行に向けた措置の検討。→厚労省：23年度予算概算要求で、新体系への移行のための整備を含む地域で暮らす場の整備促進事業として89億円を要求。→厚労省：22年度補正予算案で、障害福祉サービスの新体系移行の支援等のため障害者自立支援対策臨時特例基金を積み増すための経費として39億円を計上。

○精神障害者に対する医療と福祉の連携による支援、多職種連携による支援。→厚労省：23年度予算概算要求で、特別枠で精神障害者ア

ウトリーチ(訪問支援)推進事業として16億円を要求。

○発達障害者の障害特性の把握や効果的な支援のための研究推進。→

厚労省:23年度予算概算要求で、発達障害者の支援手法の開発や普及啓発の着実な実施に係る経費として4億円を要求。

○障害福祉予算の確保。→厚労省:23年度予算概算要求で、障害保健福祉関係予算について、全体で対前年度約8%増の約1兆2千2百億円を要求。

○新法制定のための実態調査の実施。→厚労省:23年度予算概算要求で、全国在宅障害児・者実態調査(仮称)の実施のための経費として4.2億円を要求。

○「共同受注窓口組織」を全国並びに各都道府県に設置し、運営費を担保すること。→厚労省:23年度予算概算要求で、「工賃倍増5か年

計画」の着実な推進に係る経費として6億円(共同受注窓口組織を整備事業含む)を要求。

○公職選挙の政見放送における手話、字幕放送の実現→総務省:来年4月以降知事選で手話を実現する方向で最終調整中、字幕についても年度末までに一定の結論を得るべく当事者参画で検討中。

○入院時の介助制度の利用 →厚労省:佐賀県からの特区申請を受け、全国対応する方向で検討中。

☆指定特定相談事業者によるサービス等利用計画案について

Q. 事業者作成のサービス等利用計画案を強制されるのでは?→サービス利用者が、指定特定相談事業者が作成するサービス等利用計画案を利用するか否かは利用者の任意の選択に任せられる。この点についてさらに必要であれば、厚生労働省に担当課長会議等における徹底、

施行通知等を通じての徹底等の措置を講じるよう、民主党から指示する。  
Q. 市町村は指定権限を行使し辛業者者選択するのではないかと?→市町村による指定特定相談支援事業者の指定は、あくまで形式的要件によるものであり、その指定を恣意的に左右することはできず懸念には及ばない。 以上



## 中央教育審議会

初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会における論点整理に向けた主な意見等

### 1. 総論

(1) インクルーシブ教育システム(包容する教育制度)の理念・方向性

○インクルーシブ教育システムの理念・方向性については賛成である。インクルーシブ教育システムと特別支援教育の最終目的は、いずれも共生社会の実現であり、同じ方向と言える。

○インクルージョンと個別化(スペシャライゼーション)を両立しながら折り合いをつけていく仕組みを作っていくことが重要である。

○インクルーシブ教育システムといっても、同じ場で共に学ばなければいけないということではない。一

人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育により、障害の状態に応じて、臨機応変に通級による指導、特別支援学級での教育など色々な形があっても然るべきだと思う。

○インクルーシブ教育システムにおいて重要なことは、対象となる児童生徒に対して、その時点で最も必要なニーズに最も的確にこたえる指導内容を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することと考える。そして、その際には児童生徒の障害の重度・重複化の傾向なども踏まえれば、信頼できる情報と正確な知識のもとで特別支援学級も、通常学級も併存的に確保されている制度とすることが必要である。

○今の学校制度からあまり大きくは外れないところでインクルーシブ教育システム構築のために何をしていくかということが一番現実的である。

○特別支援学校あるいは特別支援学級の実践については、課題もあるが、それなりに障害当事者の児童生徒に寄り添いながら実績を重ねてきており、保護者、当事者の中にも特別支援学校や特別支援学級ではない制度を直ちに求める声は多くない。教員のみならず、地域の障害のある児童生徒以外の保護者など全体としてまだインクルーシブ教育システムに対する理解が熟成していない。

○諸外国においては、各国がそれぞれの課題に向かって、制度設計の努力をしているという実情がある。各国とも理念的なものだけで制度が動いているということではなく、その点を十分踏まえながら検討を進めていくべきと考えている。

○特別支援教育がスタートして4年目に入り、教員の意識が変わってきたと感じている。

○学校の教員は、日常的に障害者と

接することが非常に少ない。共生社会を作っていく時に、日常的に障害のある人と障害のない人が接触していく、交流していくという機会を増やしていくことが非常に大事である。障害のある人と接することをどのように増やしていくか。将来、障害のある人と触れあいの中で育っていった人たちが今後の教育の担い手である教職員になった場合には、少なくとも障害に対する見方、意識は全く違って来るだろうと思う。

(2) 「共に学ぶ」ことについて

○子ども本位で障害のある子どものニーズをできる限り受け止める制度設計ができればと思う。

○それぞれの子どもが授業や活動に理解や共感、あるいは参加感を持ちながら、充実した時間を過ごせて、生きる力を身につけていけるかどうか、これが最も本質的な点である。

○障害のある子どもの学びが保障さ

れるのが特別支援教育だと思うが、共に学ぶという理念だけが先行してしまい、結局、通常学級の中で十分な教育が受けられない、教員の知識が不足しているといったことで、子どもが不利益を被るといったことは避けなくてはならないと思う。

○個々の子どものニーズと教育現場が直面している実情を考慮せずに、すべての子どもを同じ場に組み入れて教育を行うことは、形式的な平等化にすぎず、実質的には子どもの健全発達、将来社会に参加し市民として生きることを困難にする可能性がある。

○40人学級制など現在の教育の枠組みや体制そのものが大幅に改善されない状況で、場を共にするだけのインクルージョンを進めることは、かえって子どもたちの負担が増えるだけである。機械的に場を共にするというだけのインクルージョンを進

めても、子どもたちにとっては決してプラスにはならない。今まで進められてきた特別支援教育のプラス面を継承し、マイナス面を検証し、財源負担も含めた国民的合意を図りながら、大きな枠組みを改善する中で、場を共にすること、その中で共に育つ・学ぶ体制を求めていくべきである。

○知的障害、発達障害のボーダーラインにいる子ども達は特別支援教育のサービスの対象として抜け落ちることがあるのではないか。これは、障害のカテゴリーに入るか否かで判断する場合、どうしても生じてしまう問題であり、障害ではなく学習困難ということで対応することも考えられる。

○障害のある子どもを最大限に発達させるとともに、障害のない子どもも最大限発達させることも保障しなければならない。従って、様々な条

件整備、現場での意識改革、教員の指導力の向上等々を総合的に進めていかなければならない。

○国が同じ質の教育を受けられるよう保障するとともに、財源的措置を踏まえた都道府県、市町村の自立性も重要である。

(3) インクルーシブ教育システムと地域性

○地域の状況に応じた柔軟な選択肢があってもいいと思う。

○特別支援教育を進める中で、校内、教職員の理解は進んでいるが、保護者や地域住民の理解を得るのは難しい。

○インクルーシブ教育システムの推進に当たっては、地域に普段から障害のある方がいるということが認知され、地域の方や保護者の方に理解されることも重要である。

○インクルーシブな社会のためには、障害のある当事者がどれだけ社

会に参加できるかというということが問われる。

○地域というキーワードの中で、地方公共団体の責務としてはインクルーシブ教育システムを進めつつ、引き続き、障害者支援といった社会福祉施策との一層の連携を強める広い視野の中で、インクルーシブ教育システムを位置付ける必要がある。

○学籍の話ではなくて、地域生活を地域でどう支援していくかという観点も必要である。

○国内のどの地域のどのような学校であろうとも等しく達成されるべきものは何であるかについて議論を行うことであり、その際、交通アクセス、医療、福祉サービスが比較的充実している都市部の対極にある学校も多数存在するという事実についても留意すべきである。

2. 就学相談・就学先決定の在り方について

(1) 早期からの教育相談

○就学先の決定については、学校入学時だけで対応するという考え方はなく、本当に子どもの教育的ニーズを保障するためには、現実的には乳幼児期から必要な支援のあり方を考える必要がある。

○子どもの状況の早期発見と、保護者との就学指導の前提としての早期発見・相談、早期対応、ネットワークの構築が必要である。

○乳幼児期から幼児期にかけての教育相談や専門的な指導を行う体制を医療・福祉・教育の連携の下に早急に確立することが必要である。特に盲・聾学校については、幼稚部での早期の相談体制、指導体制について検討することが必要である。

○視覚障害のある幼児児童については専門的な指導が欠かせない。一時点だけでインクルーシブを考えるのではなく、子どもの長い育ちの中で、

共に学ぶ教育が必要な時期と非常に専門的な教育が必要になる時期がある。

○早期からの教育相談については、教育関係者だけでなく、特に福祉の関係者を含んだ複数での相談をしていく必要がある。

○教育と福祉が連携した早期からの総合支援体制の充実が図られている自治体もある。

○小学校が就学相談の窓口となり、保育所、幼稚園と日常的に連携を行うことで障害の状態やニーズを把握している自治体もある。そのための管理職研修を年数回実施するとともに、市民向けに広報誌で周知を図っているなどの工夫が見られる。

○特別な支援を必要とする児童生徒のためのネットワークのまとめ役の機関を設置し、巡回相談など各種教育相談を実施させるとともに、必要に応じて、教育・保健・福祉・医療

分野の連携を行うという形の自治体もある。

○就学時の判断と異なる教育措置をとった児童の追跡調査をすると、中学3年までに約9割が、措置変更をして就学時の判断の就学先に通っているという自治体の例もある。

○障害のある子どもの教育について、子ども、保護者のためであることが基本であり、保護者をどれだけサポートできるかということが一番大切な問題である。英国や米国では保護者のためのシステムを作っている。

○英国では、地方行政局が、両親パートナーシップ・サービスというものを提供することが義務付けられており、保護者の権利、役割、責任を基に適切で中立的な情報を保護者に提供するほか、教育以外の必要な情報について紹介する、法律等を分かりやすく伝える、教師や行政の担当者

と良いコミュニケーションを作ることができるよう研修を行う、同様に学校、地方行政局の担当者にも家族等について理解するための研修を提供するといった役割を果たしているものがある。

○米国では、両親のための両親研修・情報センターという理事の過半数が保護者のセンターが各地にある。保護者は、そこで他の保護者との相談などを通して情報を得た上で学校及び教育委員会と協力的にコミュニケーションをして決定していくシステムが用意されている。

(2) 就学先決定の仕組み  
(就学先決定)

1月号に続く。



## 12月6日第27回障

がい者制度改革推進会議が開催されました。

第27回障がい者制度改革推進会議資料

[http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s\\_kaigi/k\\_27/index.html](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/k_27/index.html)

障害者基本法の改正について(第二次意見のとりまとめ等)

[http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s\\_kaigi/k\\_27/pdf/s1.pdf](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/k_27/pdf/s1.pdf)

障害者自立支援法改正についての会長談話(日本弁護士連合会)

[http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/statement/101203\\_4.html](http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/statement/101203_4.html)

○「介護保険との統合あり得ぬ」など批判相次ぐ一障がい者総合福祉部会

内閣府の「障がい者制度改革推進会議」は12月7日、「障害者自立支

援法」に代わる新法の策定について議論する総合福祉部会の第10回会合を開いた。この中で、議事に先立ち、11月末の社会保障審議会介護保険部会の取りまとめや、12月3日の改正障害者自立支援法の成立について、委員から「介護保険との統合はあり得ない」などと批判が相次い。

【関連記事】

障害者自立支援法改正案の可決に懸念の声—総合福祉部会

重要方針取りまとめで議論スタート—障がい者改革会議

精神障害者への訪問支援で大幅なコストダウンも—民主PTがヒアリング

予算減額見直し求め9日に首相官邸へ—民主・難病対策WT

改正障害者自立支援法が成立

議事に先立ち、小野浩委員(きょうされん常任理事)が、介護保険部会が取りまとめた意見の中に、介護

保険の被保険者範囲として若年障害者への言及があることに對し、「国は(障害者自立支援法違憲訴訟を契機に原告・弁護団と結んだ基本合意文書で)介護保険と統合しない(形での)新法づくりを約束したはず。統合も選択肢にあるのか」と質問。これに對し、厚生労働省の担当者は「現行の介護保険との統合を前提にするスタンスにない」と答えた。

小野委員はさらに、介護保険サービスの給付に関して特定疾病の条件緩和を検討するよう求める意見が盛り込まれたことに言及し、「介護保険との統合はあり得ない」「緩和されれば、ほとんどの障害のある人が40歳で(障害福祉から)介護保険に移行することになる。これでは統合どころか、介護保険による吸収だ」と訴えた。

また、藤岡毅委員(障害者自立支援法訴訟弁護団事務局長)は、改正

障害者自立支援法が成立したことについて、改正案の国会への上程が突然で審議も不十分だったとして遺憾とする日弁連の会長談話を紹介した上で、「部会を含め『障がい者制度改革推進本部』以下の委員、関係者すべてが一致団結して、(同法に代わる)新法をつくっていくことを確認したい」と述べた。

■新たな作業チーム座長を承認

会合では、委員が分かれて個別分野の論点を整理している各作業チームから議論の経過が報告されたほか、来年2月から新設される4つの作業チームの座長を承認した。

1月に新しい作業チームのメンバーを決める予定。(2010年12月07日 20:23 キャリアブレイン)

官報号外より(号外第262号)平成22年12月10日 金曜日

○障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(七一)

○障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部を改正する省令(厚生労働一三)

本号で公布された法令のあらまし  
◇障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(法律第七一号)(厚生労働省)

一. この法律は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者及び障害児の地域

生活を支援するため、関係法律の整備について定めることとした。(改正法第一条関係)

二 障害者自立支援法の一部改正関係

1 利用者負担の見直し

(一) 支給決定障害者等が指定障害福祉サービス等を利用した場合の負担については、当該支給決定障害者等の家計の負担能力に応じたものとするを原則とすることとした。また、自立支援医療費及び補装具費の給付について、同様の見直しを行うこととした。(第二九条第三項、第五八条第三項及び第七六条籍二項並びに附則第二一条第二項及び第二二条第四項関係)

(二) 障害福祉サービス及び介護保険法に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるもの並びに補装具の購入又は修理に要した費用の負担の合計額が著しく高額である

場合には、当該支給決定障害者等に対し、高額障害福祉サービス等給付費を支給することとした。(第七六条の二関係)

2 障害者の定義について、「発達障害者支援法第二条第二項に規定する発達障害者」を含むことを明確化することとした。(第四条第一項関係)

3 相談支援の充実

(一) 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設とすることとした。(第七七条の二第一項関係)

(二) 地方公共団体は、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される自立支援協議会を置くことができることとした。(第八九条の二関

係)

(三) 市町村は、支給安否決定を行うに当たって必要と認められる場合には、支給決定の申請に係る障害者又は障害児の保護者に対し、サービス等利用計画書の提出を求めるとし、当該サービス等利用計画書の提出があった場合には、当該計画書を勧告して支給要否決定を行うものとした。(第二二条第四項~第六項関係)

4 地域における自立した生活のための支援の充実

(一) 共同生活介護又は共同生活援助を利用する支給決定障害者のうち所得の状況その他の事情を斟酌して必要と認める者について、特定障害者特別給付費を支給することとした。(第三四条関係)

(二) 障害福祉サービスについて、視覚障害により、移動に著しい困難

を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の便宜を供与する「同行援護」を創設することとした。(第五条第四項関係)

5. その他

(一) 目的規定等にある「その有する能力及び適性に応じ」との文言を削除することとした。(第一条、第二条第一項第一号、第三条、第四条第一項、第七七条第一項第一号及び第三項並びに第七八条第二項関係)

(二) 成年後見制度利用支援事業を市町村の地域生活支援事業の必須事業に格上げすることとした。(第七七条第一項第一号の二関係)

(三) 指定事業者等の指定の欠格事由の見直し、業務管理体制の整備その他所要の規定の整備を行うことと

した。

### 三 児童福祉法の一部改正関係

1 児童福祉施設とされている知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設について、入所による支援を行う施設を障害児入所施設に、適所による支援を行う施設を児童発達支援センターにそれぞれ一元化することとした。(第七条第二項関係)

2 障害児適所支援として、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援を創設し、障害児適所支援事業とは、障害児適所支援を行う事業とすることとした。(第六条の二第一項関係)

### 四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正関係

都道府県は、夜間又は休日において精神障害の救急医療を必要とす

る精神障害者等からの相談に応ずる等、地域の実情に応じた体制の整備を図るよう努めるものとし、都道府県知事は、当該体制の整備に当たって、医療施設の管理者、精神保健指定医等に対し、必要な協力を求めることができるものとする。こととした。(第一九条の一―関係)

### 五 検討

政府は、障害保健福祉施策を見直すに当たって、難病の者等に対する支援及び障害者等に対する移動支援の在り方について必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。(改正法附則第二条関係)

六 この法律は、一部の規定を除き、平成二四年四月一日から施行することとした。

ゲーム)

- 8. O×ゲーム (カード)
- 9. 買い物ごっこ
- 10. おやつ～反省会 (ふり返り)

**先**月に引き続き実践第2回目。プログラム参加も2回目ということもあり、参加している子どもたちそしてお母さん方も前回よりもスムーズにプログラムをこなしてきました。

苦手なプログラムでもお友達のモデリングあり、周りからの応援ありで、はずかしそうにしながらも一生懸命取り組んでいる子どもたちの姿は微笑ましかったです。ゲームでははしゃぎすぎてなかなか辞められないというハプニングもありましたが…これは今後の課題ですね。

2回の実践でお互い顔や名前は分かるようになってきました。今後の実践によって“他者から仲間へ”と

関係を築いていけるよう楽しみながらこの SST プログラムに取り組んでいきたいです。

また次回、1月22日(土)のリポートもお楽しみに。

♪ケンケンパ12月例会レポート&1月例会のお知らせ♪

### ◆12月例会◆

日時:

12月9日(木) AM9:30 ~ 13:00

場所: 大和郡山市福祉会館 会議室

参加: 大人7名

12月の例会には顔なじみメンバーだけでなく、久々の参加メンバーもありで、興味深いお話をたくさん聞かせていただきました。やはり例会に参加すると様々な体験談を伺うことで見解が広がる点や悩みに共感してくれる仲間がいることで心強く感じます。

さて、ケンケンパでは来年1月、2月、3月とソーシャルストーリーの勉強

## ♪ケンケンパ活動報告♪

### 第3回 “親子で体験” SST プログラム” リポート

保護者のためのワークショップ実践勉強会 ~こどものための SST プログラム~

日時: 2010年11月20日(土)

10:00 ~ 12:00

場所: 王寺町地域交流センター和室  
SST プログラム実践2回目のレポートをお送りします。

~プログラム~

1. 自己紹介
2. あいさつしよう!
3. インタビュー
4. 旗揚げゲーム
5. 宝探しゲーム
6. インタービューごっこ
7. ともだちと遊ぼう (からだ遊び、

会(1月&2月)と専門家を迎えての勉強会(3月)を開催する予定です。開催日等は検討中ですが、詳細決まり次第、下記ケンケンパブログに情報UPします。たくさんのご参加をお待ちしております。

ケンケンパブログ : <http://www.kenkenpa.org/>





平成22年度 善意銀行助成金による 自閉症児者と共に楽しむスポーツ・体操教室  
 主催 特定非営利活動法人 奈良県自閉症協会

**スポーツ教室と ふれあいフレッシュ体操のご案内**

障がいのある人も ない人も  
 自閉症の人もそうでない人も  
 みんなで過ごす ひとときを!!

フライングディスクや サーキット運動など 楽しみながらのスポーツ教室と イラスト：渡邊力斗くん  
 音楽に合わせて体を動かしたりの 盛りだくさんのプログラムを用意しています。

\* 11月27日の場所が変更 : 奈良県心身障害者福祉センター 体育館

日時	プログラム	場 所
① 8月28日(土)	9:30(受付)	県営福祉パーク 多目的運動ホール (冷暖房あり)
② 9月25日(土)		
③ 10月31日(日)	10:00~ 10:50 スポーツ教室	講師 櫻井 祥二
④ 11月27日(土)	11:00 ~ 11:50	11月のみ 田原本福祉センター
⑤ 1月16日(日)	ふれあいフレッシュ体操	講師 木村 由子
⑥ 2月6日(日)		

申込み・問い合わせ先 TEL・FAX 0744-33-5851

E-mail hajime.1216@nike.eonet.ne.jp 櫻井

\*参加希望の方は 必ず申し込みをお願いいたします。

途中から参加希望される方は、人数の都合によりお受けできない時がありますので、ご了承ください。

\*年齢は問いません。

\*講師・会場の都合により、日時・場所の変更もあります事をご了承ください。

\*参加の場合は、必ず付き添いの方をお願いいたします。

\*兄弟参加もOKですが、保護者の責任の下、よろしく願いいたします。

FAX (電話でも可) 0744-33-5851 メール hajime.1216@nike.eonet.ne.jp

スポーツ教室とふれあいフレッシュ体操申し込みいたします。

参加者氏名 \_\_\_\_\_ 年齢 \_\_\_\_\_ 所属 \_\_\_\_\_

〒

住所 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

\*Oをつけて下さい。

一緒に参加される方 家族 ( 父・母・兄弟・ その他 ) ヘルパーさん

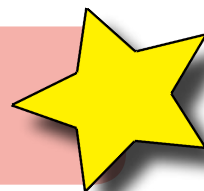
\*参加される方は 運動しやすい服装でお願いいたします。

平成22年度 赤い羽根共同募金助成金事業

自閉症理解の為の映画上映会&講演会



## 星の国から孫ふたり



主催 特定非営利活動法人奈良県自閉症協会

文部科学省選定作品、厚生労働省社会保障審議会推薦児童福祉文化財、

～「自閉症児」からの贈りもの～

ノンフィクション作家門野晴子さんが米国で暮らす自閉症の孫2人との触れあいを描いた『星の国から孫ふたり』—パークレーで育つ「自閉症児」—を映画化した、槇坪多鶴子監督7作品目の「星の国から孫ふたり」を映画上映することになりました。療育や支援のヒントもちりばめてあり、自閉症という見た目にはわかりにくい違いのある子ども達のことを知らない人にも理解してもらえる、わかりやすい映画です。たくさんの方に観ていただきたく2回上映いたします。是非皆様お誘いあわせの上、都合のよい回にお越しください。

日時 平成22年12月26日(日)  
午前の部 10:00～開場・受付開始  
10:20～槇坪監督舞台挨拶  
10:30～1回目映画上映(上映時間95分)[字幕付き]  
午後の部 13:00～開場・受付開始  
13:20～槇坪監督舞台挨拶  
13:30～2回目映画上映(上映時間95分)  
15:15～槇坪監督「共に生きる」講演会(40分)



映画上映開始時間等若干の変更があるかもしれません。

場所 奈良県文化会館 小ホール  
〒630-8213 奈良県奈良市登大路町6-2  
TEL:0742-23-8921 FAX:0742-22-8003

駐車場は収容台数が限られておりますので、なるべく公共交通機関でお越しください。

近鉄奈良駅から1番出口を出てそのまま東へ徒歩約5分(奈良県庁の手前、西隣)

JR奈良駅から奈良交通バスにて「県庁前」バス停下車北西へ徒歩2分

定員 300人

参加費 無料(カンパ箱を設置していますので、ご協力よろしくお願ひします。)

申し込み不要 当日受付しますので直接会場にお越し下さい。

★ただし事前に申し込みをいただいた方にはお席の確保をいたします。

万が一、満席の場合は事前申し込みの方が優先になります。

お問い合わせ・申込先 上島 FAX 0744-33-4755  
光野 FAX 0742-71-4088  
メール nahi-kon@m3.kcn.ne.jp



平成22年度独立行政法人福祉医療機構助成事業「自閉症児者の事業」

主催 特定非営利活動法人 奈良県自閉症協会

### 成人支援者の為の勉強会ご案内

早期発見、早期療育の大切さは 認知されてきましたが、自閉症スペクトラムの人の支援は生涯に渡って継続  
 が必要です。昨年度に引き続き、成人の方や成人へ移行年齢の方の支援をされている方を対象に セミナーを計画い  
 たしました。 質の高い、きめ細やかな支援を展開できるよう、情報提供をはじめ仲間作り、幅広い様々な支援二  
 ーズに連携して対応しながら 支援の成果蓄積をめざしたいと思っております。学校の先生や福祉関係者、支援関係  
 の方ので参加をお待ちしております。

日時 9/7(火)・10/20(水)・11/17(水)・12/21(火)・1/18(火)

午後 6:30~8:30

場所 奈良商工会議所 A 会議室 <http://www.nara-cci.or.jp/access/index.html>

奈良市登大路町36-2 \*近鉄奈良駅 1番出口 すぐ

#### 内容・講師

- ① 9/7(火) 自閉症の特性と支援の原則
- ② 10/20(水) 評価と個別プログラム
- ③ 11/17(水) 施設入所の取り組み  
大中りよこ(すくよか北棟 病棟長)
- ④ 12/21(火) 「就労での取り組み」  
高橋亜希子(アクトおおさか)
- ⑤ 1/18(火) 行動マネジメント、Q & A  
中山清司

#### 講師

中山清司先生

(北摂杉の子会スーパーバイザー兼工房あすく施設長) 他

成人支援実践者の方

参加費 無料

定員 50名

参加申込み FAX 又は メールにて 申込み締め切り 10月31日

参加対象者 中学生以上の支援をされている方で 原則全5回とも参加できる方

TEL・FAX 0742-36-0205 asj\_nara\_oomiya@yahoo.co.jp

連絡先	電話/FAX		Mail	
	所属先	住所		
	希望の返信方法：FAX、メール *どちらかの方法のみでお願いします。 希望多数の場合は、主催者にて選考させていただきます。ご了承ください。			

該当するところにチェックと記入をお願いします。

☆支援している人の(対象)年齢( )歳 ☆支援を初めて( )年目

構造化支援をして( )年目 支援について悩んでいる。 奈良県自閉症協会講演会に来たことがある。 奈良県自閉症協会活動ボランティアの経験あり

参加希望動機【 】

## サポートブック作成研修会のご案内

### サポートブックとは

サポートブックは、障害のある人のための支援ツールとして、保護者が近くにいないときに最低限の安全を守れるように、初めて接する人とよりよいコミュニケーションがとれるようにという保護者の願いのもとに、つくられ始めるようになりました。必要な個所を必要とときに見て貰うことができるように、障害をもつ子どもの成長にあわせてバージョンアップを行い、保護者がより最新のものと管理しながら障害をもつ子どもと一緒に楽しみながら作成いたします。その活用方法としては 本人活動の時のボランティアの方に、ショートステイ先の支援員やヘルパーさんに、また 幼稚園や学校の先生方に、さらに水泳などの習い事のインストラクターやおじいちゃん・おばあちゃんや親戚の方へと 様々な用途に使用できます。

本人と周りの方々とのコミュニケーションを促進し 本人が地域で楽しく過ごすために その意義を理解して頂き、有効に活用できるよう、保護者さんだけでなく 支援者の方のご参加も大歓迎です。

申込締切 各研修日の5日前 参加費 無料  
 問い合わせ先・申込先 TEL・FAX 0742-36-0205 asj\_nara\_oomiya@yahoo.co.jp

ふりがな	性別・年齢	会員の有無	支援者
名前	男・女 ( ) 歳	会員 非会員	保護者

連絡先	TEL/FAX	mail (携帯可)
	所属先	
	希望の返信方法 FAX・メール*どちらかの方法のみでお願いいたします。 ☆希望者多数の場合は、他の研修場所への変更をお願いする場合があります。 ☆申し込み頂きましたら事前のアンケートお願い連絡します。 可能ならメール方法が有難いです。	

田原本町☆	1月20日(木) 10:00~12:30	奈良県心身障害者福祉センター講習室	10名
大和郡山市☆	1月24日(月) 10:00~13:00	やまと郡山城ホール 会議室	20名
大淀町 ☆	1月27日(木) 10:00~13:00	大淀町文化会館 会議室	15名
香芝市 ☆	2月 1日(火) 10:30~14:00	香芝市総合福祉センター 視聴覚室	20名
三郷町	2月17日(木) 10:00~13:00	三郷町コミュニティセンター 会議室	10名
橿原市	2月22日(火) 10:00~13:00	橿原ボランティア室 ミーティングルーム	6名
奈良市 ☆	3月 1日(火) 11:00~14:00	高橋ビル SKP 教室	5名
	3月 8日(火) 11:00~14:00		
奈良市	3月30日(水) 10:00~14:00	奈良県文化会館 集会室C	10名
↑希望会場 第1希望○ 会場までの地図が必要な方→		要・不要	(いずれかに○)

第2希望○ グループワーク形式で、サポートブックについて学び、実際に作成していきます。  
 ☆印のある会場は、時間終了後も延長可能ですので、じっくり作成できます。

発行人：関西障害者定期刊行物協会  
 住所：〒543-0015  
 大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F  
 編集人：河村 舟二  
 定 価：100円

一九九六年五月一日発行第三種郵便物承認 毎日発行